

# 公 募 要 領

## 1 業務概要

(1)業務名 令和8年度中城御殿跡地整備検討委員会等運営支援業務

(2)履行場所 那覇市

(3)業務の目的

本業務では、「中城御殿跡地整備基本計画（令和3年度改定版）」及び過年度の中城御殿跡地整備検討委員会の検討経緯を踏まえ、首里城公園県営区域の中城御殿整備および龍潭周辺公園整備等において、中城御殿跡地整備検討委員会等（以下、「委員会等」とする。）の運営支援等を行う業務である。

また、当該区域に設置するサイン計画及び解説内容の検討を行うとともに、中城御殿整備後の「（仮称）中城御殿管理運営委員会」のあり方をあわせて検討するものである。

(4)業務内容

ア 計画準備

イ 中城御殿跡地整備検討委員会等の開催に係る支援

ウ 中城御殿等における解説サイン等の検討

エ 「（仮称）中城御殿管理運営委員会」のあり方検討

オ 上記に係る関係機関調整

カ 打合せ協議

キ 中城御殿跡地整備検討委員会等に係る報告書の作成

ク 業務報告書の作成

(5)企画提案を求める特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。

ア 中城御殿跡地整備検討委員会への報告・確認を円滑に行うための必要な知識、各資料の作成に係る具体的な支援策および効果的に進めるための工夫・提案について

イ 整備後の県、那覇市及び沖縄美ら島財団と連携する「（仮称）中城御殿管理運営委員会」のあり方の検討を行うための必要な知識および効果的に進めるための工夫・提案について

(6)履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(7)契約限度額 11,979,000円（税込み）以下

(8)成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 中城御殿跡地整備検討委員会（R4～R8）の報告書：30部（A4サイズ100頁程度）

イ 業務報告書A4判カラー 1部

本業務に係る支出については、内容を確認できる資料を提出すること。

ウ 当該業務に係るデータ一式（CD-R等）

(9)本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により募集し、提出される当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

## 2 応募資格等

企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2)沖縄県土木建築部における令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札資格者名簿における業種区分「土木関係コンサルタント」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録された者。

- (3)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (4)企画提案書の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5)警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6)応募しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 第 2 項の規定に抵触するものではない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第 34 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は、沖縄県内に本店、支店又は営業所があること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表構成員又は構成員のうち1社は、沖縄県内に本店があること。共同企業体の結成に当たっての要件は「2(12)」に示す。
- (8) 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- (9) 当該業務の積算額が「1 業務概要(7) 契約限度額」に示す金額以下であること。
- (10) 平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記ア又はイの実績を 1 件以上有すること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表構成員の実績とする。
- ア 同種業務：国又は都道府県営公園における調査・計画又は委員会等運営に係る支援もしくは検討業務
- イ 類似業務：都市公園法に基づく都市公園計画策定業務等
- (同種業務、類似業務とも日本国内における国、都道府県、政令指定都市、市町村その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。以下同じ。)
- (11) 配置予定技術者の資格に関する要件
- ア 管理技術者に以下のいずれかの有資格者を配置できる者。
- (ア) 技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (イ) 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に 4 年以上従事した経験を有する者。）
- (ウ) R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- イ 管理技術者は、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記(ア)又は(イ)の実績を 1 件以上有すること。
- (ア) 同種業務：2(10)アと同じ
- (イ) 類似業務：2(10)イと同じ
- (12) 共同体の結成にあたっての要件
- ア 2 社共同企業体とする。
- イ 自主結成方式とする。
- ウ 当該業務に関し、2 つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- エ 代表構成員は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- オ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
- カ 共同企業体の協定書が、別に定める「共同企業体協定書」によるものであること。

### 3 企画書の評価方法

提出のあった参加申込書について沖縄県土木建築部首里城復興課審査会にて参加資格要件の確認を行い、参加資格が認められた企画提案書を別紙の評価項目のとおり同審査会にて評価を行う。評価にあたっては、評価値の合計が最も高い者を受託者候補として特定する。なお、評価値の合計が最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて選定する。

ただし、企画提案書の評価の結果、評価点が50点を超えない場合、受注者の特定なしとする。

### 4 公募要領等に対する質問及び回答

企画書を提出しようとする者は、公募要領等について書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

沖縄県土木建築部首里城復興課復興推進班

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL: 098-943-0140 Fax: 098-862-3825 Mail: aa068501@pref.okinawa.lg.jp

(2) 提出期間、提出方法及び提出先

ア 期 間 (a) 参加申込書: 公募開始日から令和8年6月17日(水)

(b) 公募要領・企画提案書: 公募開始日から令和8年6月17日(水)

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 質問書(別記様式10)を持参により提出すること。郵送等(メールやファクシミリ)による受付は、到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着した場合に限り認める。

エ 提出先 沖縄県庁10階 土木建築部首里城復興課復興推進班

(3) 回答の方法

ア 期 日 以下の期日までに下記へ記載

(a) 参加申込書: 令和8年6月19日(金)午後5時まで

(b) 公募要領・企画提案書: 令和8年6月19日(金)午後5時まで

イ 場 所 沖縄県ホームページにて掲示

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025074/index.html>) に

### 5 参加申込書の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

ア 期 間 公募開始日から令和8年6月24日(水)まで

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法等

持参又は郵送等(メール、ファクシミリ等電送を除く)により原本を提出する。

ただし、郵送等の場合は到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着するよう送付

すること。

エ 提出部数 2部

オ 提出先 4(2)と同じ

カ 共同企業体の場合は、「共同企業体協定書」を併せて提出すること。

(2) 参加申込書の作成方法

ア 参加申込書は別記様式1～5(枝番含む)により作成すること。また、共同企業体の場合、共同企業体協定書(別記様式11)を提出すること。

イ 参加申込書に記載の資格、業務実績等については証明できる資料の写しを添付すること。

(3) 参加申込書の無効

参加資格条件を満たしていない者等は無効となる。

(4) 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式1

イ 応募者に対して求める要件・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式1-2

ウ 企業の実績等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式2

エ 公正取引委員会の排除勧告状況・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式3

オ 沖縄県土木建築部に係る指名停止の状況・・・・・・・・別記様式4

カ 予定管理技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式5-1

キ 予定担当技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式5-2

ク 共同企業体協定書(共同企業体の場合のみ)・・・・・・・・別記様式11

ケ その他証明等に必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式

## 6 企画書の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

ア 期 間 参加申込審査結果通知後から令和8年6月24日(水)まで

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法等

持参又は郵送等(メール、ファクシミリ等電送を除く)により原本を提出する。

ただし、郵送等の場合は到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着するよう送付すること。

エ 提出部数 2部

オ 提出先 4(2)と同じ

(2) 企画書の作成方法

ア 企画書は別記様式6～9(枝番含む)により作成すること。

イ 積算書

1(7)に示す契約限度額以下で積算すること。提出は別添積算書様式とする。

(3) 企画書の無効

本公募要領等において記載された事項以外の内容を含む場合または別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

#### (4) 提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式 6
- イ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式 7
- ウ 業務実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・別記様式 8
- エ 特定テーマに対する企画提案・・・・・・・・・・別記様式 9－1  
※エについては、A4版2枚以内で企画提案すること。
- オ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式なし

### 7 受注者の決定

受注者については下記の期日に決定し、企画書の提出者に対し特定の有無、参加者数、被選定者名及びその得点並びに提出者の得点を通知する。なお、決定日に変更がある場合には、企画書を提出した者に通知する。

期 日 令和8年6月30日（火）予定

### 8 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、その全部又は一部を免除することができる。

### 9 配置予定技術者の確認

企画提案書等の特定後、原則、配置予定技術者の変更は認められない。ただし、病気等特別な理由により変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。

### 10 支払条件

- 前金払：なし
- 部分払：なし

### 11 火災保険の要否

否

### 12 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

### 13 諸経費

その他原価は、直接人件費×0.35÷(1-0.35)により算出。

一般管理費は、 $(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価}) \times 0.35 \div (1 - 0.35)$  により算出。

#### 14 単価

直接人件費は、国土交通省から通知されている令和8年度設計業務委託等技術者単価を適用。

#### 15 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された企画提案書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 公募要領を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。